審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第３１条の２３において準用する第５条第４項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（許可証再交付申請書の提出）、第８０条において準用する第１２条（許
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問　合　せ　先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備　　考：